

子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項の規定により、区が下記の施設・事業の利用定員を設定するのにあたり、意見を聴取する。

分類	類型	公私の別	施設名	確認予定年月	利用定員				
					1号認定	2号認定	3号認定		計
					3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
教育・保育施設	認定こども園	私立	(仮称) 忍岡こども園	平成29年10月	12人	20人	5人	20人	57人
合 計					12人	20人	25人		57人

[参考] 子ども・子育て支援事業計画に掲げた保育の量の見込み及び確保数

	認定区分	1号	2号	3号
		3～5歳 教育希望	3～5歳 保育必要	0～2歳 保育必要
子ども・子育て支援事業計画（平成28年度）	A 量の見込み	2,110人	1,558人	1,539人
	B 確保数	2,088人	1,473人	1,487人
	C 過不足数（B-A）	△22人	△85人	△52人